介護保険制度の概要

令和3年5月 厚生労働省老健局

1. 介護保険制度の概要

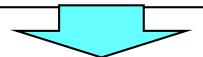
2. 介護保険制度をとりまく状況

(参考)介護予防の取組促進と介護現場の革新

介護保険制度の導入の基本的な考え方

【背景】

- 〇 高齢化の進展に伴い、<u>要介護高齢者の増加、介護期間の長期化</u>など、 介護ニーズはますます増大。
- 〇 一方、<u>核家族化の進行、介護する家族の高齢化</u>など、要介護高齢者を 支えてきた家族をめぐる状況も変化。
- 〇 従来の老人福祉・老人医療制度による対応には限界。

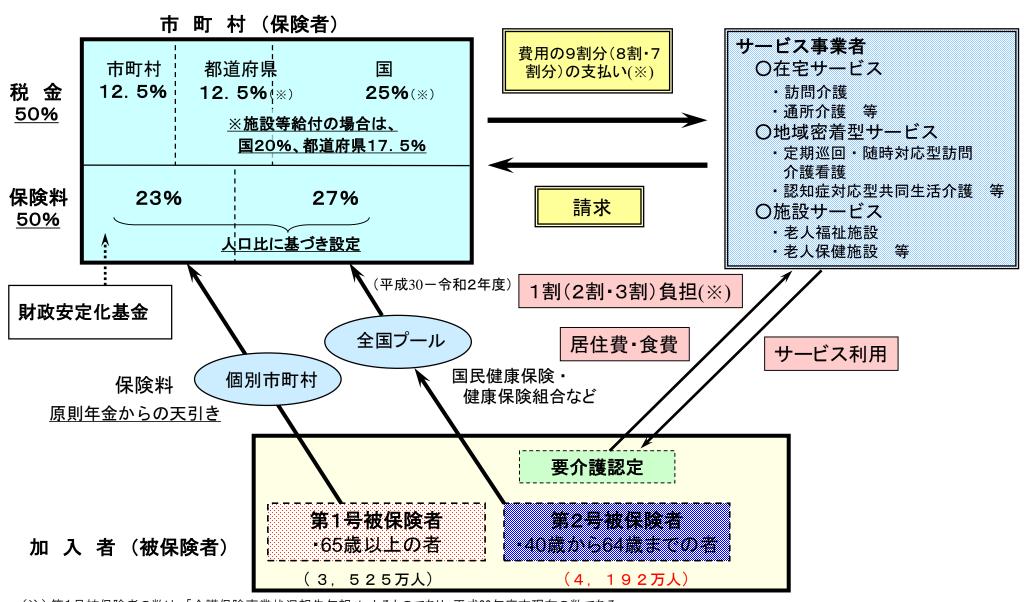


高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み(介護保険)を創設 1997年 介護保険法成立、2000年 介護保険法施行

【基本的な考え方】

- 〇 <mark>自立支援・・・</mark>単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするということを 超えて、高齢者の自立を支援することを理念とする。
- 〇 利用者本位・・・利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス、 福祉サービスを総合的に受けられる制度
- 社会保険方式・・・給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用

介護保険制度の仕組み

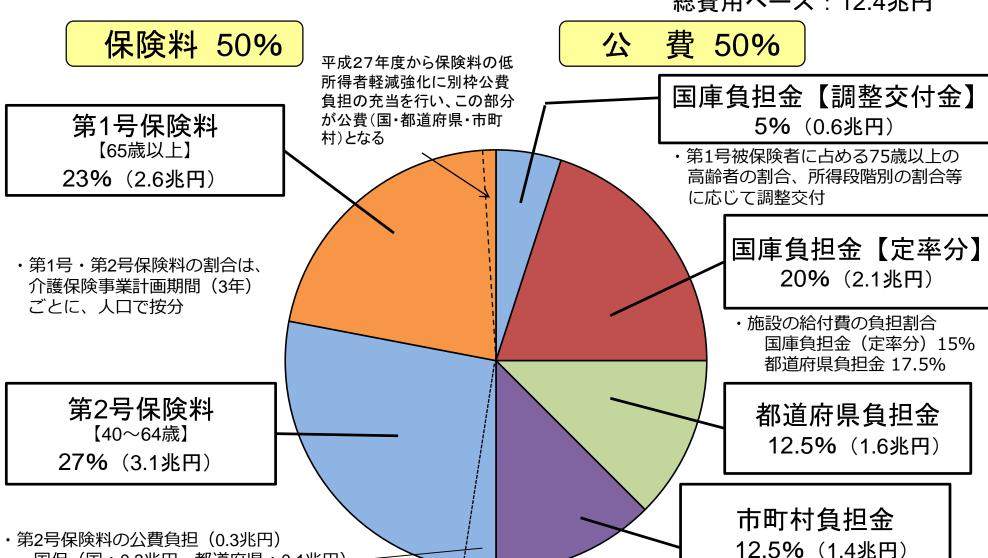


- (注) 第1号被保険者の数は、「介護保険事業状況報告年報」によるものであり、平成30年度末現在の数である。 第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、平成30年度内の月平均値である。
- (※)一定以上所得者については、費用の2割負担(平成27年8月施行)又は3割負担(平成30年8月施行)。

介護保険の財源構成と規模

(令和2年度予算 介護給付費:11.5兆円)

総費用ベース:12.4兆円



国保(国:0.3兆円 都道府県:0.1兆円)

介護保険制度の被保険者(加入者)

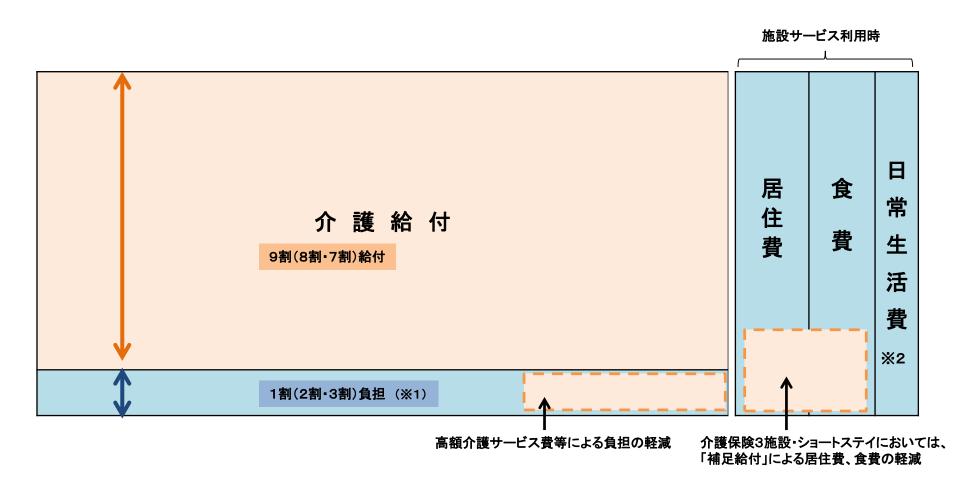
- 介護保険制度の被保険者は、①65歳以上の者(第1号被保険者)、②40~64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)となっている。
- 〇介護保険サービスは、65歳以上の者は原因を問わず要支援・要介護状態となったときに、40~64歳の者は末期がんや関節リウマチ等の老化による病気が原因で要支援・要介護状態になった場合に、受けることができる。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	65歳以上の者	40歳から64歳までの医療保険加入者
人数	3,525万人 (65~74歳:1,730万人 75歳以上:1,796万人)	4,192万人
受 給 要 件	・要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が 必要な状態)・要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)	要介護、要支援状態が、末期がん・ 関節リウマチ等の加齢に起因する 疾病(特定疾病)による場合に限定
要介護(要支援) 認定者数と被保険 者に占める割合	645万人(18.3%) 65~74歳: 73万人(4.2%) 75歳以上: 572万人(31.8%)	13万人(0.3%)
保険料負担	市町村が徴収 (原則、年金から天引き)	医療保険者が医療保険の保険料と 一括徴収

(注) 第1号被保険者及び要介護(要支援)認定者の数は、「介護保険事業状況報告」によるものであり、平成30年度末現在の数である。 第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、 平成30年度内の月平均値である。

介護保険給付における利用者負担

※青色の部分が自己負担



- ※1 居宅介護支援は全額が保険給付される。
 - 「合計所得金額160万円以上」かつ、「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」の場合は、2割負担となる。 「合計所得金額220万円以上」かつ、「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)」の場合は、3割負担となる。
- ※2 日常生活費とは、サービスの一環で提供される日常生活上の便宜のうち、日常生活で通常必要となる費用。

(例: 理美容代、教養娯楽費用、預かり金の管理費用など)

介護報酬について

- 介護報酬とは、事業者が利用者(要介護者又は要支援者)に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者に支払われるサービス費用をいう。
- 法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額 を勘案して設定することとされている。(介護保険法第41条第4項等)

加算

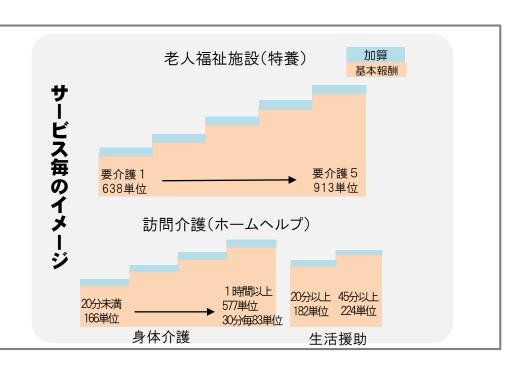
介護報酬の基本的な構造

介護報酬の構造

基本報酬

(基本的なサービス提供に係る費用)

事業所のサービスの提供体制や 利用者の状況に応じて評価



※ 介護保険法(平成9年法律第123号)

第41条 (略)

- 4 居宅介護サービス費の額は、次の各号に掲げる居宅サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- ー 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与 これらの居宅サービスの種類ごとに、当該居宅サービスの種類に係る指定 居宅サービスの内容、当該指定居宅サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される<u>当該指定居宅サービスに要する平均的な費用(略)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した</u> 費用の額(略)の百分の九十に相当する額

二 (略)

介護保険制度利用の流れ(イメージ)

市町村窓口 相談 (要介護認定申請) 記定調査

利用者 (高齢者) 又は家族

要介護認定

: 要介護度1~5の区分

- ・高齢者の介護の必要性の程度に応じて区分
- 区分ごとに月々のサービス の上限額が定まっている



【介護保険サービス】

- ○施設系・居住系サービス
 - : 介護保険施設等の施設に入所し、サービスを受ける。
 - 例)<u>特別養護老人ホーム</u> 老人保健施設 認知症高齢者グループホーム
- ○在宅系サービス
 - : 自宅にいながら、介護保険のサービス を受ける。
 - 例)<u>通所介護(デイサービス)</u> <u>訪問介護(ホームヘルパー)</u> 訪問看護 通所・訪問リハビリテーション 訪問入浴 福祉用具貸与 小規模多機能型居宅介護

具体的なサービスを選択

→在宅系サービスについては、 ケアマネジャーが個々のニーズに応じてサービス を組み合わせてケアプランを作成

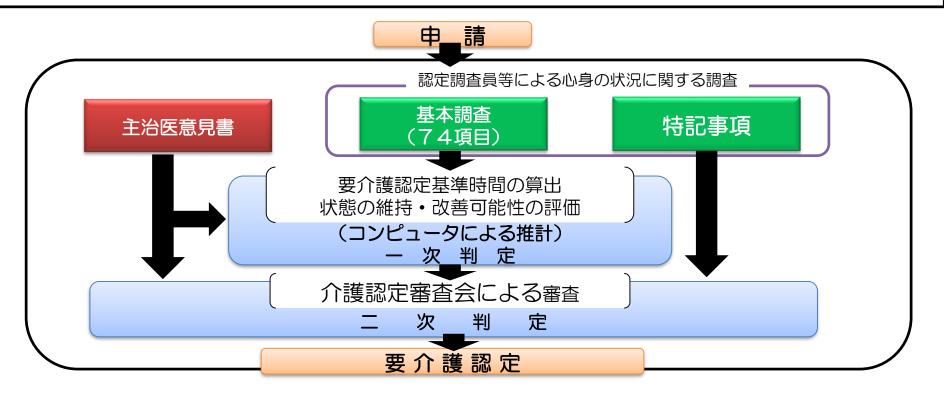
介護保険制度における要介護認定制度について

趣旨

- 介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態(要介護状態)になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態(要支援状態)になった場合に、介護の必要度合いに応じた介護サービスを受けることができる。
- この要介護状態や要支援状態にあるかどうかの程度判定を行うのが要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)であり、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組み。

要介護認定の流れ

- 要介護認定は、まず、市町村の認定調査員による心身の状況調査(認定調査)及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定を行う。 (一次判定)
- 次に保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定を行う。(二次判定)
- この結果に基づき、市町村が申請者についての要介護認定を行う。



介護施設・事業所の概要 ①

① 特別養護老人ホーム

<施設数/利用者数>

施設数:約8,000箇所 / 利用者数:約69万人

- <特色>
 - 要介護高齢者のための生活施設。
 - ・ 終の棲家(すみか)であり、低所得者の最後の砦。

<共用スペースでの談笑>





<スマートフォン等やインカムを利用し、業務を効率化>



く食事介助の様子>



<外観>



介護施設・事業所の概要 2

② 通所介護 (デイサービス)

<事業所数/利用者数>

事業所数:約24,000箇所 / 利用者数:約160万人

<特色>

・ 自宅から送迎などでデイサービスセンターに通い、機能訓練や食事・入浴等をして日中過ごす。







<機能訓練の様子>

<事業所内でのイベントの様子>

介護施設・事業所の概要 ③

③ 訪問介護(ホームヘルパー)

<事業所数/利用者数>

事業所数:約33,000箇所 / 利用者数:約145万人

<特色>

・ 訪問介護職員(ホームヘルパー)が利用者のお宅に訪問し、食事や着替えなどの身体介護、 あるいは調理、洗濯などの生活援助を行う。

く食事介助の様子>





<排泄介助の様子> <移動介助の様子>





Ī

都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス

市町村が指定・監督を行うサービス

◎居宅介護サービス

【訪問サービス】

- ○訪問介護(ホームヘルプサーヒ、ス)
- ○訪問入浴介護
- ○訪問看護
- ○訪問リハビリテーション
- ○居宅療養管理指導
- ○特定施設入居者生活介護
- ○福祉用具貸与
- ○特定福祉用具販売

【通所サービス】.....

- ○通所介護(デイサービス)
- ○通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- ○短期入所生活介護(ショートステイ)
- ○短期入所療養介護

◎地域密着型介護サービス

- 〇定期巡回·随時対応型訪問介護看護
- ○夜間対応型訪問介護
- ○地域密着型通所介護
- ○認知症対応型通所介護
- ○小規模多機能型居宅介護
- ○認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ○地域密着型特定施設入居者生活介護
- ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ○複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

◎施設サービス

- ○介護老人福祉施設
- ○介護老人保健施設
- ○介護療養型医療施設
- ○介護医療院

◎介護予防サービス

【訪問サービス】

- ○介護予防訪問入浴介護
- ○介護予防訪問看護
- ○介護予防訪問リハビリテーション
- 〇介護予防居宅療養管理指導
- ○介護予防特定施設入居者生活介護
- ○介護予防福祉用具貸与
- ○特定介護予防福祉用具販売

【通所サービス】

○介護予防通所リハビリテーション

【短期入所サービス】

- ○介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)
- ○介護予防短期入所療養介護

◎地域密着型介護予防サービス

- ○介護予防認知症対応型通所介護
- ○介護予防小規模多機能型居宅介護
- ○介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
- ◎介護予防支援

◎居宅介護支援

この他、居宅介護(介護予防)住宅改修、介護予防・日常生活支援総合事業がある。

1. 介護保険制度の概要

2. 介護保険制度をとりまく状況

(参考)介護予防の取組促進と介護現場の革新

これまでの20年間の対象者、利用者の増加

〇介護保険制度は、制度創設以来20年を経過し、65歳以上被保険者数が約1.6倍に増加するなかで、サービス利用者数は約3.3倍に増加。高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展している。

①65歳以上被保険者の増加

	2000年4月末		2020年4月末	
第1号被保険者数	2, 165万人	\Rightarrow	3, 558万人	1. 6倍

②要介護(要支援)認定者の増加

	2000年4月末		2020年4月末	
認定者数	218万人	\Rightarrow	669万人	3. 1倍

③サービス利用者の増加

	2000年4月		2020年4月	
在宅サービス利用者数	97万人	\Rightarrow	384万人	4. 0倍
施設サービス利用者数	52万人	\Rightarrow	95万人	1. 8倍
地域密着型サービス利用者数	_		84万人	
計	149万人	⇒	494万人*	3. 3倍

(出典:介護保険事業状況報告)

[※] 居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型サービス、複合型サービスを足し合わせたもの、並びに、介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定入所者生活介護(地域密着型含む)、及び認知症対応型共同生活介護の合計。在宅サービス利用者数、施設サービス利用者数及び地域密着型サービス利用者数を合計した、延べ利用者数は563万人。

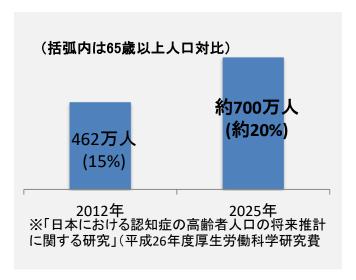
今後の介護保険をとりまく状況(1)

① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,677万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,935万人)。 また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

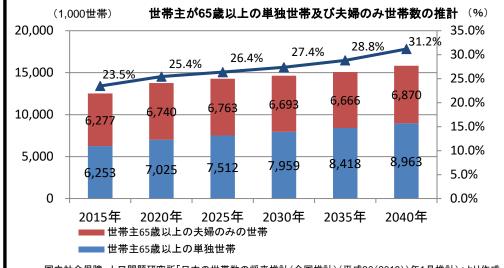
	2015年	2020年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,387万人(26.6%)	3,619万人(28.9%)	3,677万人(30.0%)	3,704万人(38.0%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,632万人(128%)	1872万人(14.9%)	2,180万人(178%)	2,446万人(25.1%)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国)(平成29(2017)年4月推計)」より作成

② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



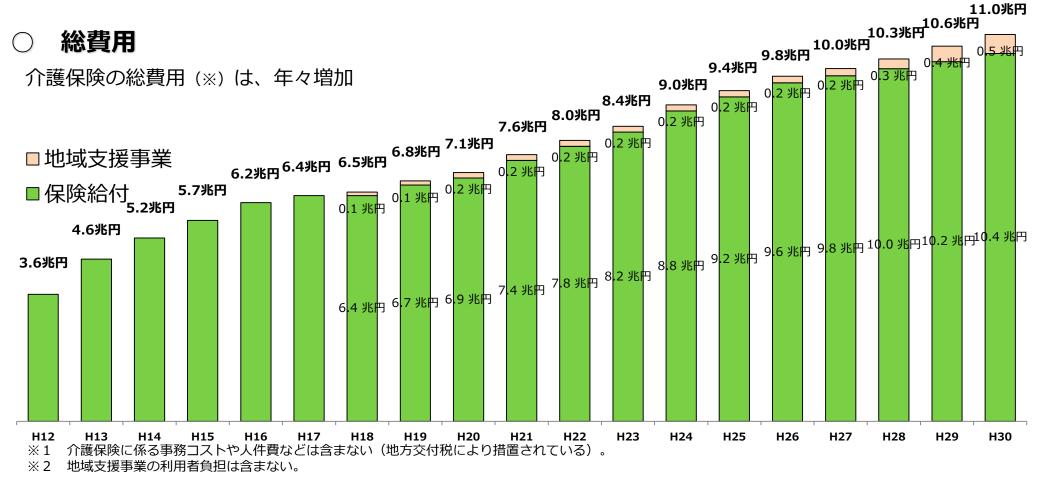
国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成30(2018))年1月推計)」より作成

④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。 ※#道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

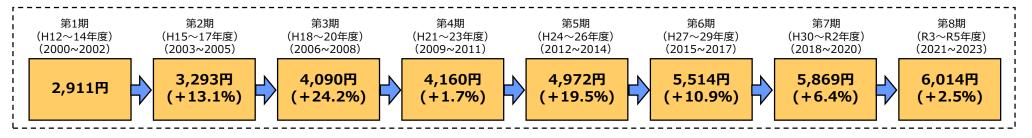
	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	~	東京都(17)	?	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年	77.3万人	70.7万人	99.3万人	80.8万人	105.0万人		146.9万人		26.5万人	18.9万人	19.0万人	1632.2万人
<>は割合	<10.6%>	<11.4%>	<10.9%>	<10.8%>	<11.9%>		<10.9%>		<16.1%>	<18.4%>	<16.9%>	<12.8%>
2025年	120.9万人	107.2万人	146.7万人	116.9万人	150.7万人		194.6万人		29.5万人	20.9万人	21.0万人	2180.0万人
<>は割合	<16.8%>	<17.5%>	<16.2%>	<15.7%>	<17.7%>		<14.1%>		<19.5%>	<23.6%>	<20.6%>	<17.8%>
()は倍率	(1.56倍)	(1.52倍)	(1.48倍)	(1.45倍)	(1.44倍)		(1.33倍)		(1.11倍)	(1.11倍)	(1.10倍)	(1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

介護費用と保険料の推移



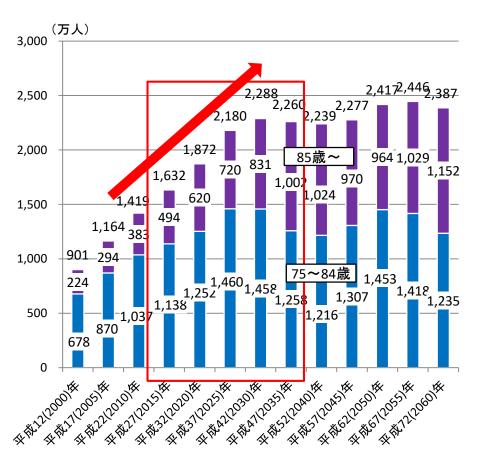
〇 65歳以上が支払う保険料 〔 全国平均(月額・加重平均)〕



今後の介護保険をとりまく状況(2)

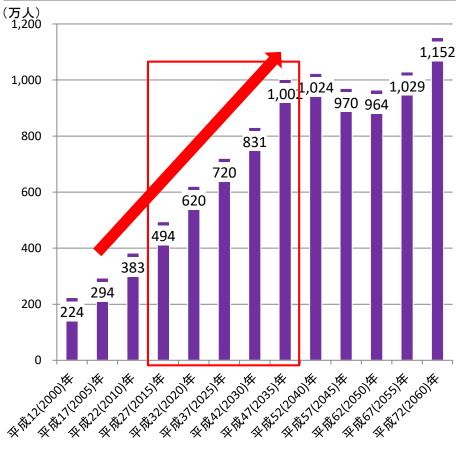
75歳以上の人口の推移

〇75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に 増加してきたが、2025年までの10年間も、急速に増加。



85歳以上の人口の推移

〇85歳以上の人口は、2015年から2025年までの10年間、 75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2035年頃まで一貫 して増加。

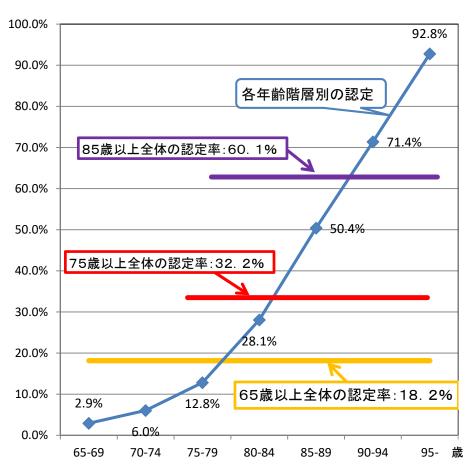


(資料)将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月推計)出生中位(死亡中位)推計 実績は、総務省統計局「国勢調査」(国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口)

今後の介護保険をとりまく状況(3)

年齢階級別の要介護認定率の推移

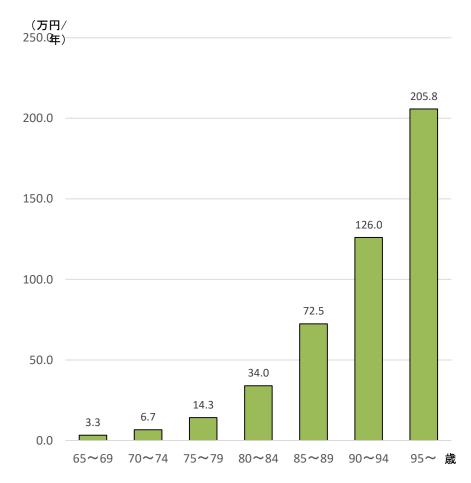
〇要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇。特に、85歳 以上で上昇。



出典:総務省統計局人口推計及び介護給付費等実態調査(平成29年10月審査分)

人口1人当たりの介護給付費(年齢階級別)

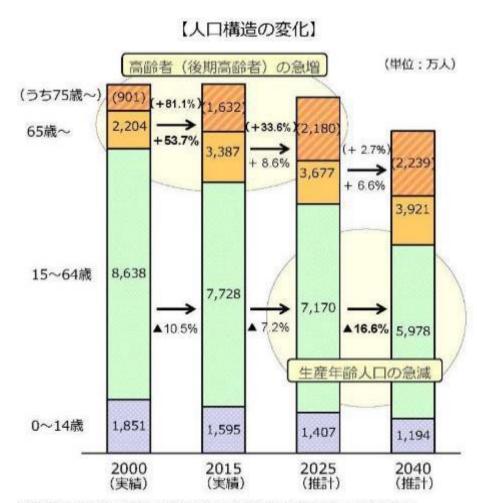
〇一人当たり介護給付費は85歳以上の年齢階級で急増。



出典: 平成29年度「介護給付費等実態調査」を元に老健局で推計 注) 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費は含まない。 補足給付に係る費用は、サービスごとに年齢階級別受給者数に応じて按分。

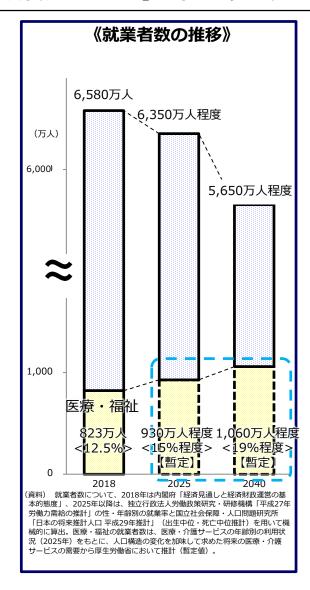
今後の介護保険をとりまく状況(4)

〇人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。



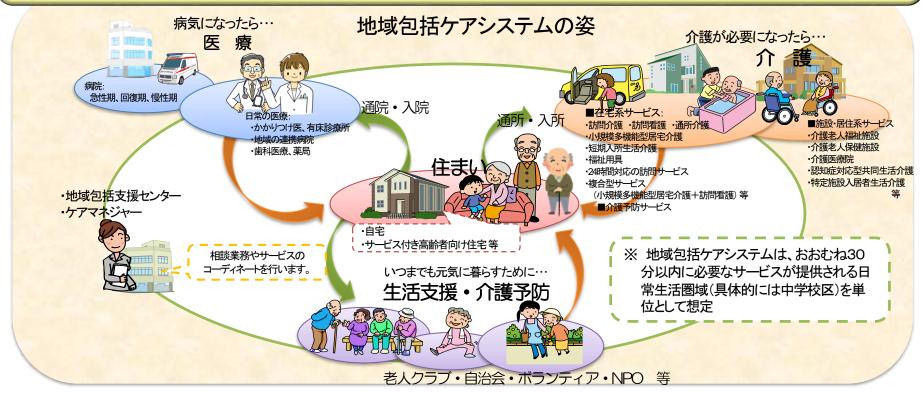
(出典)総総省「国製調査」「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」

(出典)平成30年4月12日経済財政諮問会議加藤臨時委員提出資料(厚生労働省)



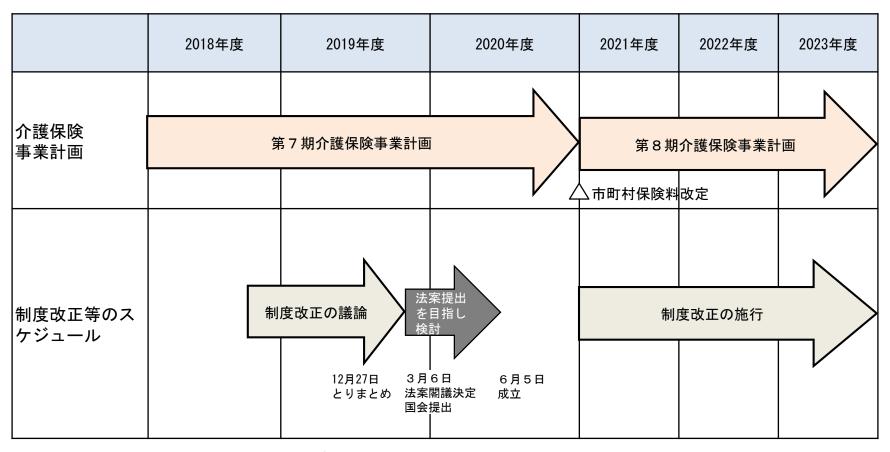
地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域 包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



介護保険制度の改正サイクル

- 介護保険制度は原則3年を1期とするサイクルで財政収支を見通し、事業の運営を行っている。
- したがって、この間に保険料の大きな増減が生じると、市町村の事業運営に大きな混乱が生じることから、制度改正は、2021年度からはじまる第8期介護保険事業計画に反映させていくことを念頭に置いている。



※ 政府における制度改正の議論は、社会保障審議会介護保険部会で議論(2019年2月25日~12月27日) (介護報酬改定の議論は、今後、社会保障審議会介護給付費分科会で議論)

介護保険制度の主な改正の経緯

第1期 (平成12年度~)

第2期 (平成15年度~)

- 第3期
- │ 第4期 <u>〈平</u>成21年度*〜*
- 第5期 (平成24年度~
- 第6期 (平成27年度~
- 第7期 (平成30年度~

第8期 〔令和3年度*~*〕

平成12年4月 介護保険法施行

平成17年改正(平成18年4月等施行)

- ○<u>介護予防の重視</u>(要支援者への給付を介護予防給付に。<u>地域包括支援センターを創設</u>、介護予防ケアマネジメントは地域包括 支援センターが実施。介護予防事業、包括的支援事業などの地域支援事業の実施)
- ○<u>小規模多機能型居宅介護等の地域密着サービスの創設</u>、介護サービス情報の公表、負担能力をきめ細かく反映した第1号保険料の設定など

平成20年改正(平成21年5月施行)

○介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制整備。休止・廃止の事前届出制。休止・廃止時のサービス確保の義務化等

平成23年改正(平成24年4月等施行)

- ○<u>地域包括ケアの推進。24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設</u>。介護予防・日常生活支援総合事業の創設。介護療養病床の廃止期限の猶予(公布日)
- ○医療的ケアの制度化。介護職員によるたんの吸引等。有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護

平成26年改正(平成27年4月等施行)

- ○地域医療介護総合確保基金の創設
- 〇地域包括ケアシステムの構築に向けた**地域支援事業の充実(在宅医療・介護連携、**認知症施策の推進等)
- ○全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む<u>地域支援事業に移行し、多様化</u>
- 〇低所得の第一号被保険者の保険料の軽減割合を拡大、一定以上の所得のある利用者の自己負担引上げ(平成27年8月)等
- ○特別養護老人ホームの入所者を中重度者に重点化

平成29年改正(平成30年4月等施行)

- 〇全市町村が保険者機能を発揮し、<u>自立支援・重度化防止</u>に向けて取り組む仕組みの制度化
- 〇「日常的な医学管理」、「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、<u>介護医療院の創設</u>
- ○特に所得の高い層の利用者負担割合の見直し(2割→3割)、介護納付金への総報酬割の導入 など

令和2年改正(令和3年4月施行(予定))

- 〇地域住民の複雑化·複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- ○医療・介護のデータ基盤の整備の推進

介護報酬改定の改定率について

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成15年度改定	○ 自立支援の観点に立った居宅介護支援(ケアマネジメント)の確立 ○ 自立支援を指向する在宅サービスの評価 ○ 施設サービスの質の向上と適正化	▲ 2. 3%
平成17年10月改定	○ 居住費(滞在費)に関連する介護報酬の見直し ○ 食費に関連する介護報酬の見直し ○ 居住費(滞在費)及び食費に関連する運営基準等の見直し	
平成18年度改定	○ 中重度者への支援強化○ か護予防、リハビリテーションの推進○ 地域包括ケア、認知症ケアの確立○ 医療と介護の機能分担・連携の明確化	▲0.5%[▲2.4%] ※[]は平成17年10月改定分を含む。
平成21年度改定	○ 介護従事者の人材確保·処遇改善 ○ 医療との連携や認知症ケアの充実 ○ 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証	3. 0%
平成24年度改定	○ 在宅サービスの充実と施設の重点化 ○ 自立支援型サービスの強化と重点化 ○ 医療と介護の連携・機能分担 ○ 介護人材の確保とサービスの質の評価(交付金を報酬に組み込む)	1. 2%
平成26年度改定	○ 消費税の引き上げ(8%)への対応 ・基本単位数等の引上げ · 区分支給限度基準額の引上げ	0. 63%
平成27年度改定	○ 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化○ 介護人材確保対策の推進(1.2万円相当)○ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築	▲ 2. 27%
平成29年度改定	○ 介護人材の処遇改善(1万円相当)	1. 14%
平成30年度改定	○ 地域包括ケアシステムの推進○ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現○ 多様な人材の確保と生産性の向上○ 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保	0. 54%
令和元年10月改定	○ 介護人材の処遇改善 ○ 消費税の引上げ(10%)への対応 ・基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額や補足給付に係る基準費用額の引上げ	2. 13% 処遇改善 1.67% 消費税対応 0.39% 補足給付 0.06%
令和3年度改定	○ 感染症や災害への対応力強化○ 地域包括ケアシステムの推進○ 自立支援・重度化防止の取組の推進○ 介護人材の確保・介護現場の革新○ 制度の安定性・持続可能性の確保	介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、 0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%(令和3年9月末まで)

- 1. 介護保険制度の概要
- 2. 介護保険制度をとりまく状況

(参考)介護予防の取組促進と介護現場の革新

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

令和元年5月29日 2040年を展望した社会保障 働き方改革本部 配付資料

- 2040年を展望すると、高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代(担い手)が急減する。
 - →「総就業者数の増加」とともに、「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」することが必要。
- 今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
 - ①多様な就労・社会参加の環境整備、②健康寿命の延伸、③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上 ④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保
- また、社会保障の枠内で考えるだけでなく、農業、金融、住宅、健康な食事、創薬にもウイングを拡げ、関連する政策 領域との連携の中で新たな展開を図っていく。

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

《現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題》

多様な就労・社会参加

【雇用・年金制度改革等】

- 70歳までの就業機会の確保
- 就職氷河期世代の方々の活躍の場を 更に広げるための支援(厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン)
- ○中途採用の拡大、副業・兼業の促進
- 地域共生・地域の支え合い
- ○人生100年時代に向けた年金制度改革

健康寿命の延伸

【健康寿命延伸プラン】

- (⇒2040年までに、健康寿命を男女ともに 、3年以上延伸し、**75歳以上**に
- ①健康無関心層へのアプローチの強化、 ②地域・保険者間の格差の解消により、 以下の3分野を中心に、取組を推進
 - ・次世代を含めたすべての人の健やかな 生活習慣形成等
 - ·疾病予防·重症化予防
 - ・介護予防・フレイル対策、認知症予防

医療・福祉サービス改革

【医療・福祉サービス改革プラン】

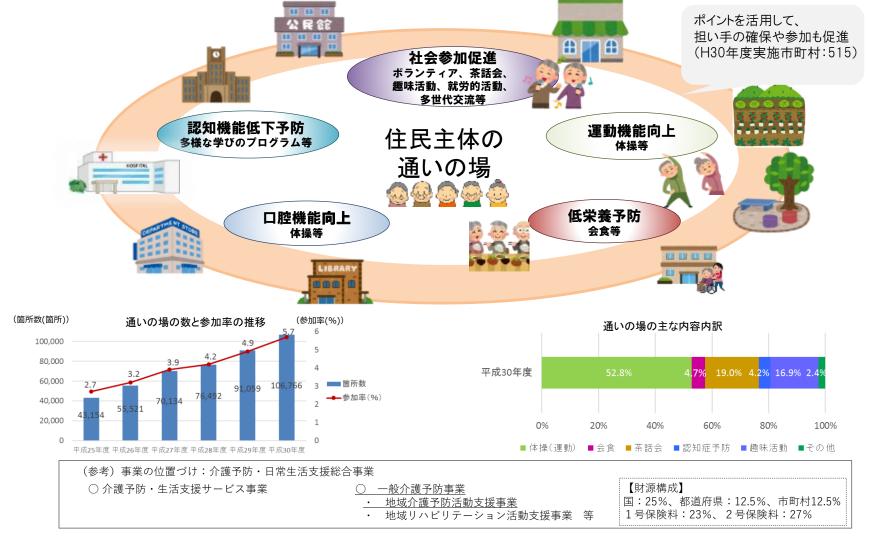
- (⇒2040年時点で、単位時間当たりのサービス - 提供を**5%(医師は7%)以上改善**
- 〇 以下の4つのアプローチにより、取組を推進
 - ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、 データヘルス改革
 - ・タスクシフティングを担う人材の育成、 シニア人材の活用推進
 - ・組織マネジメント改革
 - ・経営の大規模化・協働化

《引き続き取り組む政策課題》

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

住民主体の通いの場等(地域介護予防活動支援事業)

- 住民主体の通いの場の取組について、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、一般介護予防事業の中で推進
- 通いの場の数や参加率は増加・上昇傾向にあり、取組内容としては体操、茶話会、趣味活動の順で多い。



(※)介護予防に資する取組への参加やボランティア等へのポイント付与 515市町村 5ち、高齢者等による介護予防に資するボランティア活動に対するポイントの付与

対するポイントの付与 426市町村

体操等の通いの場のイメージ







体操等の「通いの場」





総合的な介護人材確保対策(主な取組)

介護職員の 処遇改善

○ リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、総額2000億円(年)を活用し、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を2019年10月より実施

(実績)月額平均7.5万円の改善

月額平均1.8万円の改善(令和元年度~) 月額平均1.4万円の改善(29年度~) 月額平均1.3万円の改善(27年度~) 月額平均0.6万円の改善(24年度~) 月額平均2.4万円の改善(21年度~)

多様な人材の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準 備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- ボランティアポイントを活用した介護分 野での就労的活動の推進
- 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサル ティングや訓練への職場見学・職場体験の組み 込み、訓練委託費等の上乗せ、訓練修了者への 返済免除付きの就職支援金の貸付を実施
- 福祉系高校に通う学生に対する新たな返済免除 付きの修学資金の貸付を実施
- 介護施設等における防災リーダーの養成

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット·ICTの活用推進
- 介護施設·事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担 軽減や代替職員の確保支援
- 生産性向上ガイドラインの普及
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- ウィズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、 <u>副業・兼業等の多様な働き方モデル事業の実施</u>

介護職 の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者 等への介護の仕事の理解促進
- 介護を知るための体験型イベントの開催
- ○ 若者層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に 対する介護職の魅力等の情報発信
 - 介護サービスの質の向上とその周知のため、ケアコンテスト の取組を情報発信

外国人材の受 入れ環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)
- 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備(現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等)
- 送出し国への情報発信の拡充等

- 介護現場革新の取組については、①平成30年度に介護現場革新会議における基本方針のとりまとめや生産性向上ガイドラインを作成し、 ②令和元年度は介護現場革新会議の基本方針(※)を踏まえた取組をモデル的に普及するため、自治体を単位とするパイロット事業を7自治体で 実施したところ。 ※①介護現場における業務の洗い出し、仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICTの活用、④介護業界のイメージ改善等。
- 〇 令和2年度においては、介護現場の生産性向上に関する全国セミナーの開催や、都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護 現場の生産性向上に必要と認められる取組に対する支援等を実施し、介護現場の生産性向上の取組について全国に普及・展開を図る。

平成 30 年度

8

令和 元 年度

令和 2 年度

「介護現場革新会議」の基本方針のとりまとめ

- 介護施設における業務フローの分析・仕分け
- 地域の元気高齢者の活躍の場を創出
- ロボット・センサー・ICTの活用

攻 介護業界のイメージ改善



生産性向上ガイドラインの作成

〇業務改善の取組を7つに分類した手順書 職場環境の改善記録・報告様式の工夫

業務の明確化と役割分担 情報共有の工夫

|手順書の作成 | OJTの仕組みづくり

理念・行動指針の徹底

パイロット事業の実施

宮城県	福島県	神奈川県	三重県	熊本県	横浜市	北九州市
協同組合を活用した		AIを活用した	介護助手の効果的		外国人介護人材	介護ロボット・ICTを活用
マネジメントモデル	(産学官連携)	ケアプラン点検	な導入方法の検討	からの魅力発信	への支援	した介護イノベーション

都道府県等が主体となる介護現場への全国展開 (パイロット事業の全国展開)

①都道府県等版「介護現場革新会議」の開催

- 〇都道府県等と関係団体、有識者などで構成する 会議を開催。
- 〇地域の課題(人材不足等)を議論し、その解決 に向けた対応方針を策定。

②地域のモデル施設の育成

- ○①の会議において、業務効率化に取組むモデル 施設を選定し、その取組に必要な経費を助成。
- 〇モデル施設において、業務コンサルタント等の 第三者を活用したタイムスタディ調査による 業務の課題分析を行った上で、介護ロボット・ ICT、介護助手(元気高齢者等)等を活用し、 業務効率化の取組を実践。





③モデル施設が地域の生産性向上の取組を伝播

- ○②のモデル施設は都道府県等に取組の成果を報告し、 都道府県等は好事例として公表。
- 〇モデル施設は、業務効率化に取組む地域の先進モデル として、必要に応じて見学受入れやアドバイス支援等を 実施し、地域における生産性向上の取組を牽引する。



介護現場の生産性向上に向けたテクノロジーの普及・促進

現状・課題

全世代型社会保障検討会議(第6回)令和2 年2月19日厚生労働大臣資料(一部修正)

- 介護現場の業務省力化を目的に、I C T や介護ロボットなどのテクノロジーを駆使した技術の開発が近年進んでおり、介護現場では見守りセンサーやケア記録ソフト、インカムなどの活用が進んでいる。
- 介護施設ではどの種類の商品を選んで活用すればよいのか、その最適化に課題を抱えている。また、介護施設の中には目の前の 業務に忙殺され、業務改革への抵抗感を示す施設も多く存在。
- <u>介護現場へテクノロジーを普及していくためには、介護現場の理解を得て、効果的な技術導入を促進することが課題</u>である。

業務効率化に効果的なテクノロジーの例

く見守りセンサー>

居室内の利用者の状況(ベッドから離れた場合 や転倒した場合等)をセンサーで感知

→ 効率的な見守りが可能になる。



<ICT(インカム)>
職員間での利用者の状況の共有が容易になる。



目指す方向性と取組

○ 業務効率化に効果的なテクノロジーの普及に向けて、以下の3つのステップで進めていく。

【ステップ①】

試行実証施設でのモデル構築

業務効率化に寄与する新たなテクノ ロジーを試行的に実施し、ケアの提供 モデル(パッケージモデル)を構築



【ステップ②】 介護現場での実証

ケアの提供モデル(パッケージ モデル)を介護現場で実証



全国へ普及 効果の確認が得られたケアの

を全国に普及・促進

【ステップ③】

提供モデル(パッケージモデル)

○ テクノロジーの普及を強化するため、地域医療介護総合確保基金を活用した**介護ロボットやICTの導入補助の拡充**を行い、介護現場でのテクノロジー活用を着実に推進する。

く令和2年度予算における主な対応>

- ・ICT導入(ケア記録ソフト等)補助額の引上げ
- ・見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備(Wi-Fi丁事、インカム)の補助
- さらに、介護現場での大規模実証や別途行う介護ロボット導入の効果実証等から得られたエビデンスデータを蓄積し、介護報酬・

<u>人員基準を逐次見直していく。</u>

3 1

計上所管:厚生労働省

地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットの導入支援

既定経費

- 介護ロボットの普及に向けては、**各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用**し、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施しており、令和2年度当初予算で支援内容を拡大したところ。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症の発生によって職員体制の縮小や感染症対策への業務負荷が増えている現状を踏まえ、更なる職員の負担軽減や業務効率 化を図る必要があることから、以下の更なる拡充を行ったところ。
 - ①介護ロボットの導入補助額の引上げ(移乗支援及び入浴支援に限り、1機器あたり上限100万円)
 - ②見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助額の引上げ(1事業所あたり上限750万円)
 - ③1事業所に対する補助台数の制限(利用者定員の2割まで)の撤廃
 - ④事業主負担を1/2負担から都道府県の裁量で設定できるように見直し(事業主負担は設定することを条件)
- 令和2年度第3次補正予算案においては、いわゆるパッケージの組み合わせ※への支援を拡充及び一定の要件を満たす事業所の補助率の下限を4分の3まで引き上げ、事業主負担の減額を図る。

※見守りセンサー、インカム、介護記録ソフト等の組み合わせ



対象となる介護ロボット

- ▶ 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用 する介護ロボットが対象
- ○装着型パワーアシスト○非装着型離床アシスト○入浴アシストキャリー ○見守りセンサー (移乗支援) (移乗支援) (入浴支援) (見守り)









都道府県基金 (負担割合:国2/3、

事業の流れ

都道府県1/3)介護□ボット 導入計画介護保険施設・事業所

サービス 身担軽減 効率化 現典 利用者

(注) 令和元年度の数値はR2.1月時点の暫定値 ※1施設で複数の導入計画を作成することが あり得る

実績 (参考)

- 実施都道府県数:46都道府県 (令和元年度)
- 都道府県が認めた介護施設等の 導入計画件数

】 | 1 i定値 | 1 :が | 1

確にした上で、見守りセンサーやインカム、介護 記録ソフト等の複数の 機器を導入し、職員の 負担軽減等を図りつつ、 人員体制を効率化させ る場合

導入計画書において目

標とする人員配置を明

(一定の要件)

地域医療介護総合確保基金を活用したICTの導入支援

- 介護現場のICT化に向けては、令和元年度より、各都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金を活用した導入支援を実施しており、令和2年度には、補助上限額の拡充等を行ったところ。
- こうした中、今般の新型コロナウイルス感染症の発生により、感染症予防のための取組等が求められるなど、職員の業務負荷が増えている現状を踏まえ、令和2年度第1次補正予算において、業務負担の軽減や業務効率化を図るため、更なる拡充を行っている。

<第1次補正予算の拡充内容>

- ① 補助上限額の更なる引き上げ(事業所規模に応じて100万円~260万円)
- ② 補助対象となる機器の拡充(wi-fi購入・設置費)
- ③ 補助対象となる介護ソフトの拡充(業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成等の介護ソフト購入も対象とする)
- 令和3年度報酬改定では、VISIT・CHASEを活用し、科学的に効果が裏付けられた介護を推進することとしているが、これに当たってはICT機器の導入が前提となることから、これまで拡充された事業内容を継続するとともに、一定の要件を満たす事業所への補助率の下限を4分の3まで引き上げ、事業主負担の減額を図ることにより介護事業所等における更なるICT化の推進を図るものとする。
 - ___ ○VISIT・CHASEにデータを登録する体制が取れている場合
 - ○標準仕様を活用してサービス提供票(サービス計画・サービス実績)を事業所間/施設内でデータ連携している場合

令和2年度(3次補正予算) 令和2年度(1次補正予算) 令和元年度 令和2年度(当初予算) 事業所規模に応じて補助上限額を設定 # 事業所規模に応じて補助上限額を設定 事業所規模に応じて補助上限額を設定 職員 1人~10人 100万円 職員 1人~10人 100万円 職員 1人~10人 50万円 職員11人~20人 160万円 補助 職員11人~20人 160万円 30万円 職員11人~20人 80万円 職員21人~30人 200万円 上限額 職員21人~30人 200万円 職員21人~30人 100万円 職員31人~ 260万円 職員31人~ 260万円 職員31人~ 130万円 一定の要件を満たす事業所は、 拡 3/4を7 売 より設定 3/4を下限に都道府県の裁量に 同左 都道府県の裁量により設定 補助率 1/2 それ以外の事業所は1/2を下限に都道 (事業者負担は入れる事を条件とする) 事業主負担:1/2 府県の裁量により設定 従来の機器・介護ソフトに加え、以下を新 従来の機器・介護ソフトに加え、以下を新 たに対象とする 介護ソフト、 たに対象とする ·wi-fi購入・設置費(通信費は含まない) 補助 スマートフォン、 ·wi-fi購入・設置費(通信費は含まない) 同左 ・業務効率化に資する勤怠管理、シフト表 タブレット 対象 ・業務効率化に資する勤怠管理、シフト表 作成等の介護ソフト(一気通貫等の要件 作成等の介護ソフト(一気通貫等の は満たす必要あり) 要件は満たす必要あり)